

日証協（市工）13第59号  
平成14年2月27日

財団法人財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 御中

名称：日本証券業協会（担当：市場部）

実務対応報告公開草案第1号「新株予約権及び新株予約権付社債に  
関する会計処理（案）」に対する意見

本協会では、貴会において取り纏めいただきました「実務対応報告公開草案第1号「新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）」につき、下記のとおり意見を申し上げます。

#### 記

##### 【意見】

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の会計処理において、従来の転換社債の会計処理と同様、一括法の採用が認められることについて賛成である。

##### 【理由】

貴委員会の説明にもあるように、今回の商法改正において新株予約権付社債は転換社債及び非分離型新株引受権付社債の商品性を踏襲したものであり、特に、従来の転換社債の商品性を踏襲した新株予約権付社債（以下「転換社債型新株予約権付社債」という。）として、新商法第341条の3第1項第8号の規定に基づく「新株予約権の行使があったときには代用払込の請求があったものとみなす」との規定が行われている。

同時に、転換社債型新株予約権付社債は、新株予約権の分離譲渡ができず、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を同額とした上で、新株予約権を行使するときには、必ず社債が償還されて、社債の発行価額が新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の払込みに充てられるものとして規定されている。

したがって、今回の商法の変更によってなんら転換社債の商品性に変更は無く、従来と同様の会計基準が適用されることによって、中堅中小企業をはじめとする企業にとっての重要な資金調達手段である転換社債型新株予約権付社債の発行が、様々な混乱を招くことなく、スムーズに行うことができることは、非常に重要なことであると考えている。

以 上